

# 障害児支援について

## 障害児支援制度

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、障害児支援の制度は大きく変わり、現在、過渡期にある。

### 障害児施設・事業の一元化

障害種別で分かれていた体系を、通所と入所ごとに一元化

### 障害児通所支援の実施主体を区市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な区市町村に変更。これにより障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能

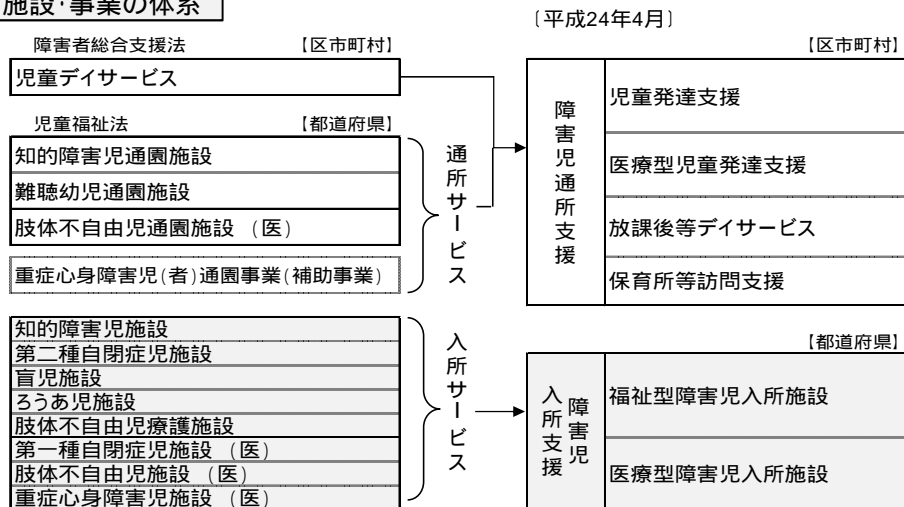
### 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

- ・学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。
- ・障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

### 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し障害者総合支援法に基づくサービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

## 施設・事業の体系



### 【子供・子育て支援新制度との関係】

(厚労省) 障害児支援の在り方に関する検討会

「今後の障害児支援の在り方について(報告書)」(H26.7.16)

障害児支援を、施設・事業所等自らが障害児に対して行う支援に加えて、専門的な知識・経験に基づき、一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援として位置付け。

## 障害児施設・事業

### 通所支援

種別	事項	H24年4月	H26年4月	増加率
児童発達支援事業	事業所数	117か所	159か所	+35.9%
	定員数	1,992人	2,382人	+19.6%
放課後等デイサービス	事業所数	119か所	307か所	+158.0%
	定員数	1,982人	3,441人	+73.6%
保育所等訪問支援	事業所数	0か所	11か所	-

- ・児童発達支援事業・放課後等デイサービスは、着実に整備が進んでいる。
- ・保育所等訪問支援は、限定的な状況に留まっている。

### 入所支援

#### 入所児者数・措置割合

種別	総数	18歳未満(割合)	18歳以上	契約	措置(割合)
福祉型	634人	441人 (70%)	193人	423人	211人 (33%)
医療型(旧重症心身)	1,131人	71人 (6%)	1,060人	1,116人	15人 (1%)

### 【福祉型】

	17年度末	20年度末	23年度末	24年度末	25年度末
定員数	911人	891人	881人	872人	871人
旧知的障害児施設	809人	791人	781人	775人	774人
その他	102人	100人	100人	97人	97人

都外施設の都民専用の定員を含む

- ・定員数は、少しずつ減少傾向にある。
- ・入所児者のうち、18歳未満は7割程度となっている。
- ・措置の割合は、3割程度となっている。

### 【医療型】

	17年度末	20年度末	23年度末	24年度末	25年度末
定員数	1,199人	1,207人	1,207人	1,207人	1,207人
旧重症心身障害児施設	1,033人	1,071人	1,071人	1,071人	1,071人
旧肢体不自由児施設	166人	136人	136人	136人	136人

定員数は、ほぼ横ばいで推移している。  
旧重症心身障害児施設は、18歳未満が1割以下となっている。